

スタッフ給与規定

- 1、この給与規定は特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン海老名の給与に対する規定である。
- 1、この規定は、就業規則に基づき従業員の給与に関する事項について定めたものである、この規定で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによるものである。
- 1、給与は時間給とし、時間給は神奈川県最低賃金に準ずるものとする。
短時間勤務についても、時間給は同額とする
- 1、支払い方法：毎月末通貨で直接本人に支払う
- 1、交通費は実費を支払うものとする。
- 1、給与の計算期間は前月末とする
- 1、日割り計算が生じた時には、神奈川県最低賃金に準じて、日割り計算する。
- 1、報酬の見直しは、運営委員会の決定による。

この規定は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン海老名
代表 成瀬 源子